

# 建築確認等オンラインセミナー

## 改正迫る！省エネ適判のここが知りたい

～対象建築物、評価方法のおさらい～

～完了時の省エネ提出書類って何？～

---

令和7年2月27日(木)



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

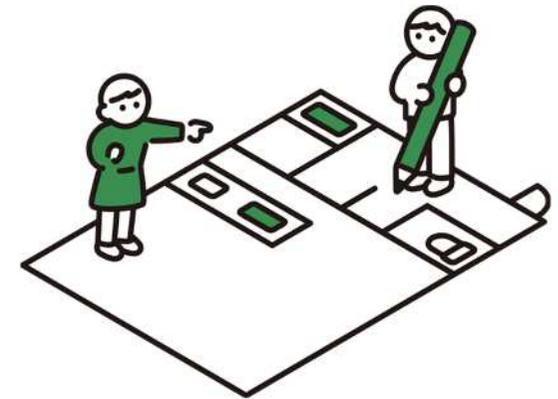
# 講習内容

---

- 対象建築物、評価方法のおさらい
- 完了時の省エネ提出書類って何？
- 仕様基準に基づく仕様表作成ツールについて

# 対象建築物、評価方法のおさらい

---



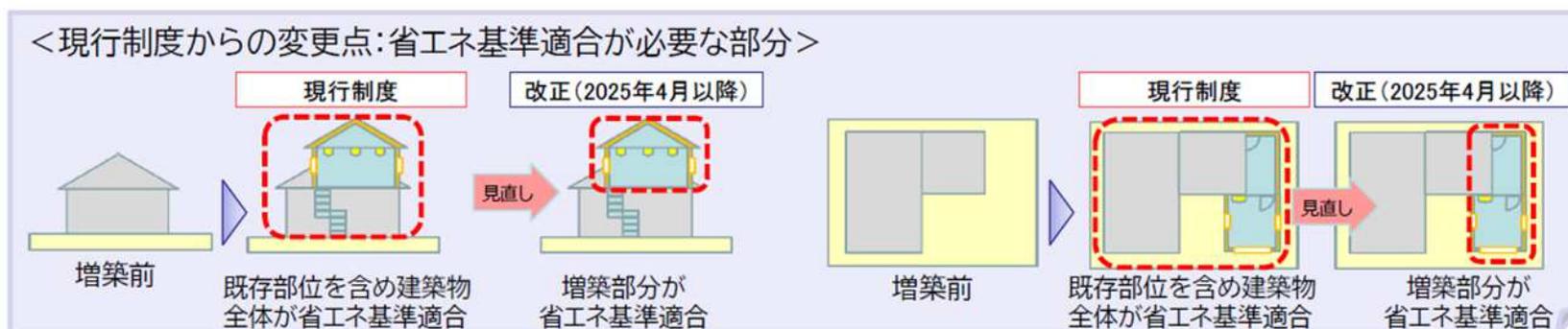
# 省エネ基準適合義務制度 ～対象建築物等～

## ◆ 審査対象外（省エネ適判対象外）

- ◆ 平屋建てかつ延べ面積200㎡以下の建築物（新3号建築物）  
省エネ基準の審査が省略（省エネ基準への適合義務はあります）

## ◆ 増築の場合の省エネ基準適合範囲

- ◆ 省エネ基準適合義務制度は、増改築を行う場合にも対象  
「増改築」には、修繕・模様替え（いわゆるリフォーム）は含まれない
- ◆ 増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要がある



# 省エネ基準適合義務制度 ～対象建築物等～

## ◆適用除外

下記に示す建築物は省エネ適判の適用除外となります。 **(省エネ適判不要)**

① 10m<sup>2</sup>以下の新築・増改築

② 居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物

用途例：自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎、倉庫又は危険物の貯蔵場のうち常温のもの、変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設等  
畜舎、水産物の養殖場又は増殖場等で常温のもの  
公共用歩廊



- ・ 確認申請書第4面が**全てその用途**であった場合適用除外となる
- ・ 上記用途は空調がない場合**対象外**となる（空調ありの場合 適判要）  
例：常温倉庫＝適用除外      定温倉庫（空調あり）＝適判必要

# 省エネ基準適合義務制度 ～対象建築物等～

## ◆適用除外

下記に示す建築物は省エネ適判の適用除外となります。 (省エネ適判不要)

③高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物  
以下の用途に該当し、なおかつ高い開放性を有するものが該当する

- 用途例： 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院  
その他これらに類する用途
- 「高い開放性を有するもの」は次のいずれかの要件に該当すること
  - 1) 壁を有しないこと
  - 2) 開放部分のみで構成されていること  
開放部分の定義：床面積の1/20以上が開放されていること



③は確認申請書第4面が全てその用途であった場合であって、  
高い開放性を有する場合、適用除外となる

# 省エネ基準適合義務制度 ～対象建築物等～

## ◆適用除外

下記に示す建築物は省エネ適判の適用除外となります。 **（省エネ適判不要）**

④歴史的建造物、文化財等

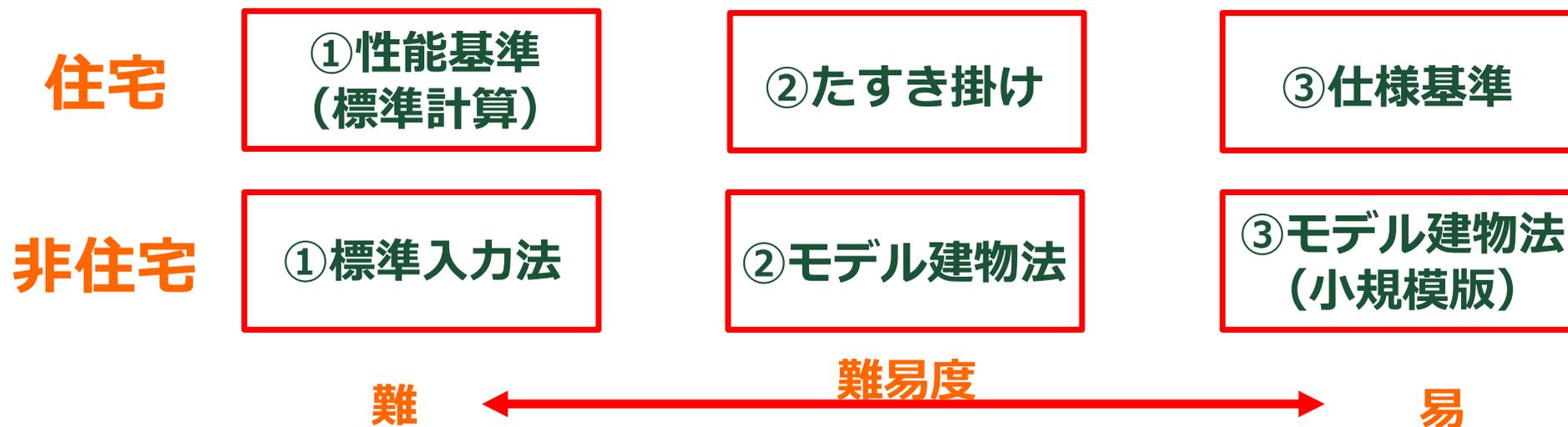
⑤応急仮設建築物（法第85条1項又は2項）、仮設建築物（法第85条2項）、  
仮設興行場等（法第85条6項又は7項）



- ・ ②,③は建築確認では無い考え方（常温倉庫など）があるため注意
- ・ ③の高い開放性については**建具があるとその部分は高い開放性を有するとみなさない**ため注意（シャッターがある場合開放性なしとみなす）

# 省エネ基準適合義務制度 ～評価方法のおさらい～

◆省エネ基準適合を判断する際、評価方法は以下の手法があります。



- 住宅「②たすき掛け」は計算と仕様基準の複合による計算方法
- 住宅「③仕様基準」は省エネ適判不要（確認申請の中で省エネ審査）
- 複合建築物の場合、原則 住宅・非住宅どちらの計算も行う必要がある  
(小規模の店舗併用住宅の場合、住宅部分のみの計算でよい緩和規定あり)

# 省エネ適判の事前申請について

◆新たに省エネ適合義務となる建築物について事前審査を開始します。

## 事前申請開始日

2月17日開始

- ※3月31日まで受付
- ※受付日によっては4月1日交付  
ができない場合がある

## 事前申請対象建築物

	改正	
	非住宅	住宅
大規模 2,000m <sup>2</sup> 以上	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	適合義務
300m <sup>2</sup> 未満 小規模	適合義務	適合義務

青枠 = 事前申請の対象建築物



## ●事前申請のメリット

- 施行日(4月1日)に適合書の交付を受けることが可能
- 施行日前に省エネ基準に適合しているか確認できる

# 省エネ適判の電子申請について

◆省エネ適判について電子申請を開始します。

電子申請開始日

3月中旬開始予定

電子申請対象建築物

- ・ 500㎡以下
- ・ 2階建て以下

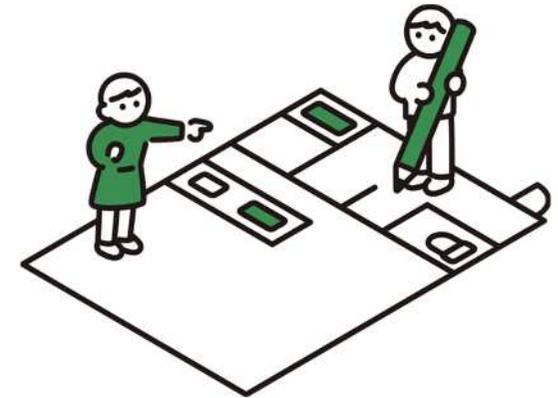
※上記どちらも満たすもの



- 前頁の事前申請と併用可能
- 対象建築物は住宅・非住宅問わない
- 対象建築物から外れる建築物については従来通り紙で申請
- 申請方法は確認申請等と同様

# 完了時の省エネ提出書類って何？

---



# 完了検査申請時に添付が必要な図書

◆省エネ適判等（仕様基準含む）が必要な物件については完了検査申請時に「完了検査申請書」の他に以下の図書の添付が必要となります。

## ●省エネ基準工事監理報告書

## ●省エネ軽微な変更説明書

※省エネに係る変更があった場合に限る



- ・本資料5ページにある計算方法によって添付する様式が異なる
- ・変更内容によって軽微な変更説明書の記載方法が変わる  
(ルートA、B、Cなど建築確認で存在しない考え方がある)

# 省エネ基準工事監理報告書について

◆省エネ基準工事監理報告書は設計時に選択した評価方法により以下の様式から選択することになります。

住宅

- 省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）
- 省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

非住宅

- 省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）
- 省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法(小規模版)）
- 省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）



- ・「住宅 たすき掛け」を選択した場合は「省エネ工事監理報告書（標準計算）」を添付する

# 省エネ基準工事監理報告書について（住宅）



住宅



・設計時選択した評価方法と  
同じ様式であるか確認する

任意様式

省エネ基準工事監理報告書 **（仕様基準）**

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況	
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）	
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）	

任意様式

省エネ基準工事監理報告書 **（標準計算）**

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

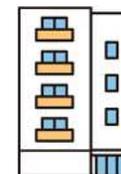
物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
	① 建て方、居室の構成等		A・B・C	是・不審

# 省エネ基準工事監理報告書について（非住宅）



非住宅



・設計時選択した評価方法と同じ様式であるか確認する

省エネ基準工事監理報告書 (モデル建物法) 任意様式

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

物件概要	
建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書を通り施工されたこと）

項目	報告
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス）
	③ 熱源機器の仕様、設置状況
	④ 全熱交換器の仕様、設置状況

省エネ基準工事監理報告書 (モデル建物法(小規模版)) 任意様式

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書を通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書
1. 外皮	① 外壁、屋根の断熱仕様、設置状況	
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインド、庇の有無を含む）	
2. 熱源機器	③ 熱源機器の仕様、設置状況	
	④ 全熱交換器の仕様、設置状況	

省エネ基準工事監理報告書 (標準入力法) 任意様式

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。  
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

印

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書を通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	照合方法	照合結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している断熱材・窓枠等の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C	適・不適
	③ 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C	適・不適
	④ 全熱交換器の仕様		A・B・C	適・不適
	⑤ 熱源機器に付する全熱交換器の設置状況		A・B・C	適・不適

# 軽微な変更説明書について

◆「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」は設計時に選択した評価方法により以下の様式から選択することになります。

住宅

- 省エネ軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）
- 省エネ軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

非住宅

- 省エネ軽微な変更説明書



・ 非住宅の場合 計算方法によらず、全て同じ様式となる

# 軽微な変更説明書について（住宅仕様）



住宅仕様



- ・ 変更内容が仕様基準に適合することを確認する
- ・ 第二面も適切に記載する  
(第二面 = 具体的な変更内容記載欄)
- ・ 変更内容が仕様基準に適合しない場合、**省エネ適判取得必要**

参考様式

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書 (住宅・仕様基準)

(第一面)

外皮関係が変わった場合チェック

建築主事又は指定確認検査機関様

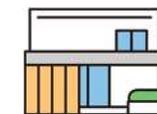
申請者氏名

設備関係が変わった場合チェック

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準第3条の2に該当する軽微な変更が

(1) 住宅の名称	
(2) 住宅の所在地	
(3) 確認済証交付年月日・番号	
(4) 軽微な変更の内容	
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更	
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
(5) 備考	

# 軽微な変更説明書について（住宅標準計算）



住宅計算

参考様式

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

**ルートABCどれに該当するのか  
確認の上チェックする**

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更	
<input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
<input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	

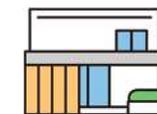


- ・計算によって評価した場合、軽微変更は
  - ・ルートA（性能向上）
  - ・ルートB（性能一部低下）
  - ・ルートC（再計算）のいずれかとなる

※**ルートC**に該当する場合、再計算を行った上で**省エネ適判を申請する必要がある**

- ・ルートA又はBに該当する場合、第二面又は第三面も記載する必要がある

# 軽微な変更説明書について（住宅標準計算）



住宅計算

## ◆住宅標準計算の軽微変更のルートAの具体的な内容

### ●ルートA ★次のイから二のいずれかの変更（性能向上又は性能に影響しない変更）

- イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）  
又は開口部面積が増加しない変更
- ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

### ●ルートB ★イ又はロの変更（イ、ロ併用はNG）（一定の範囲内の性能低下）

#### イ 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減。

#### ロ 外皮

外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の 0.9 倍以下の場合に、次の（イ）から（二）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- （イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更
- （ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
- （ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- （二）基礎断熱の基礎形状等の変更

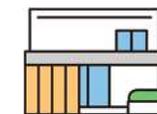
注意

### ルートB

当初の設計値が基準値に対し 10%以上少ないものに限る

要注意！

# 軽微な変更説明書について（住宅標準計算）



住宅計算

## ◆住宅標準計算の軽微変更のルート具体的な内容

- **ルートC** ★A,Bに該当しない変更（再計算を行う必要がある）

省エネ適判の軽微変更の申請が必要  
（建築確認でいう、計画変更のような手続きとなる）

## ◆住宅標準計算の計画変更該当する内容

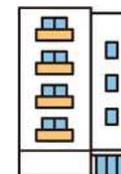
上記軽微変更該当しない場合、省エネ上の計画変更該当する  
（建築確認でいう、取り下げ再申請のような手続きとなる）

- イ 建築物の用途の変更
- ロ 【外皮】標準計算から【外皮】仕様基準への変更（その逆も同様）
- ハ 【設備】標準計算から【設備】仕様基準への変更（その逆も同様）



- ・再計算なしで判断できる内容は【ルートA又はB】に該当する（適判不要）
- ・再計算するような内容は【ルートC】に該当する（適判必要）
- ・計算方法を変更など根本的な変更は省エネ上【計画変更】に該当する（適判必要）
- ・【ルートB】は当初の設計値が基準値に対し10%削減された設計でないといけない

# 軽微な変更説明書について（非住宅）



非住宅



参考様式

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第一面)

非住宅の様式は計算方法によらず全て同じ

ルートABCどれに該当するのか確認の上チェックする

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月 日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更	
<input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
<input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備考	

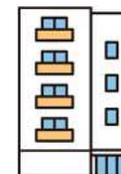
- ・ 計算によって評価した場合、軽微変更のルートは「ルートA、B、C」と住宅計算と同じだが、

どのルートになるかの基準は住宅と非住宅で異なる

※ルートCに該当する場合、再計算を行った上で省エネ適判を申請する必要がある

- ・ ルートA又はBに該当する場合、第二面又は第三面も記載する必要がある

# 軽微な変更説明書について（非住宅）



非住宅

## ◆非住宅の軽微変更のルート<sup>①</sup>の具体的な内容

- **ルートA**（性能向上又は性能に影響しない変更）
- **ルートB**（一定の範囲内の性能低下）
- **ルートC**（再計算により基準適合が明らかな変更）

**注意**

### ルートB

当初の設計値が基準値に対し  
10%以上少ないものに限る

## ● ルート<sup>②</sup>の判断について

◆ 下記の手順にて確認する。

- ① 変更に伴う再計算を行う
- ② その計算データを「**軽微な変更用の確認シート**」に入力する  
※変更前の計算データも入力する
- ③ 上記シートと「**軽微な変更の対象範囲について(各ルート判定一覧表)**」を見比べどのルートになるか判断する  
※入力の仕方については、「**軽微な変更の判断の仕方について**」を参照のこと

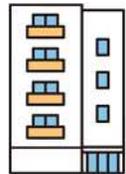
上記資料の場所

- ◆ 「**軽微な変更用の確認シート**」、「**軽微な変更の判断の仕方について**」  
<https://building.lowenergy.jp/program>
- ◆ **軽微な変更の対象範囲について(各ルート判定一覧表)**  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/29.html>



どのルートになるかは原則  
「**軽微な変更用の確認シート**」  
によって確認する

※ルートAについては照明の消費電力が低下するなど計算せずに確認できる内容であれば上記確認は不要



非住宅

# 軽微な変更説明書について（非住宅）

## ◆非住宅のルートCに該当する場合

**省エネ適判の軽微変更の申請が必要**

（建築確認でいう、計画変更のような手続きとなる）

## ◆非住宅の計画変更

**省エネ適判を取り直す必要がある**

（建築確認でいう、取り下げ再申請のような手続きとなる）

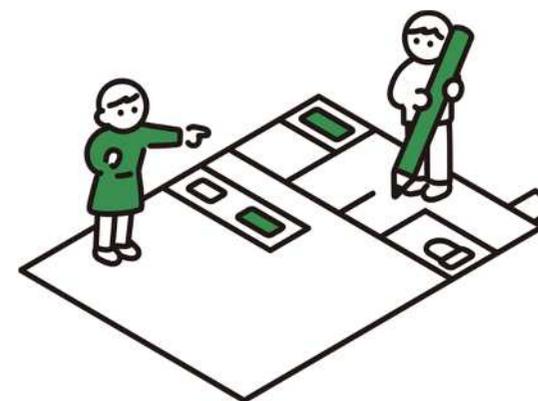
以下の内容が省エネ適判の計画変更

- イ 建築物の用途の変更
- ロ 計算方法の変更（モデル建物法から標準入力法への変更など）
- ハ モデル建物法のモデルの変更（シティホテルからビジネスホテルなど）
- ニ 計算方法の変更（BEST省エネ基準対応ツールから標準入力法への変更など）



- ・再計算なしで判断できる内容は【ルートA又はB】に該当する（適判不要）
- ・再計算するような内容は【ルートC】に該当する（適判必要）
- ・計算方法を変更など根本的な変更は省エネ上【計画変更】に該当する（適判必要）
- ・【ルートB】は当初の設計値が基準値に対し10%削減された設計でないといけない

# 仕様基準に基づく 仕様表作成ツールについて



# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

確認申請等に添付する図書として「仕様表」を作成する必要がありますが、国交省にて「仕様表作成ツール」を公開しておりますので参考としてお使いください。（使用は任意）

## 仕様基準に基づく仕様表作成ツールのメリット

- ◆ ツールに入力するだけで建築確認に添付できる仕様表が作成できる
- ◆ 熱伝導率を入力しなくても熱抵抗を算出できる
- ◆ 設備も含め、仕様基準に適合しているかどうか確認できる



自身で仕様表を作成する場合であっても  
このツールを活用すれば  
仕様基準に適合しているかセルフチェックが可能

# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

## ●仕様基準に基づく仕様表作成ツールの場所●

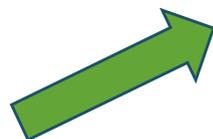
建築物省エネ法 



 国土交通省  
建築物省エネ法のページ



資料ライブラリー



 国土交通省

資料ライブラリー



仕様基準に基づく仕様表作成ツール 

仕様基準に基づく仕様表作成ツール（参考情報 性能等の調べ方） 

# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

A 最初に入力してください 基本情報

B 仕様入力シート 1 2 3 4 地域

B 仕様入力シート 5 6 7 地域

B 仕様入力シート 8 地域

C 仕様表（仕様基準）

◆基本情報タブ  
建築士名、建物名称  
など基本項目を入力  
する



地域区分の選択に  
注意

## 基本情報

申請する建築士名:	記入日(西暦):
建築 太郎	2025 年 1 月 10 日
会社名:	建築太郎建築設計事務所
事務所登録:	一級建築士事務所 宮城県知事登録 第00000000号
建築士番号:	一級建築士 国土交通大臣登録 第00000000号
物件名:	〇〇 様邸新築工事
都道府県:	
建設地:	宮城県
市町村:	
	仙台市

地域区分 **5** 地域

仕様入力シートに移動

建設地の地域に応じたシートに移動します  
下のシート名(シートタブ)をクリックしてもシートの移動は可能です

# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

A 最初に入力してください 基本情報

B 仕様入力シート 1 2 3 4 地域

**B 仕様入力シート 5 6 7 地域**

B 仕様入力シート 8 地域

C 仕様表（仕様基準）

◆仕様入力タブ  
（断熱）  
断熱仕様を入力  
する



断熱性能は  
仕様と厚さを選ぶ  
だけで熱抵抗値を  
算出できる

5・6・7 地域 仕様入力シート							地域の区分	5	地域	省エネ基準適否
										適合
1 断熱材の熱抵抗R										
部位	① 断熱部位の該当チェック	② 熱抵抗R入力方法	③ 断熱工法	④ 断熱材の種類	⑤ 熱伝導率 $\lambda$ [w/(m·K)]	⑥ 厚さ [mm]	⑦ 計算結果出力 熱抵抗 R[m <sup>2</sup> ·K / W]	熱抵抗		適否確認
								設計値	基準値	
屋根	該当部位なし									該当部位なし
天井	断熱部位	断熱材の種類から入力	軸組充填	吹込み用グラスウール断熱材 LFGW1852	0.052	250	4.8	4.8	≧ 4.0	適合
壁		断熱材の種類から入力	軸組充填	グラスウール断熱材 高性能品 HG16-38	0.038	100	2.6	2.6	≧ 2.2	適合
床 外気に接する部分 <sup>*1</sup>	断熱部位	断熱材の種類から入力	軸組充填	フェノールフォーム断熱材 1種 2号C I、C II	0.020	80	4.0	4.0	≧ 3.3	適合
床 その他の部分	断熱部位	断熱材の種類から入力	軸組充填	グラスウール断熱材 高性能品 HG16-38	0.038	100	2.6	2.6	≧ 2.2	適合
土間床等の外周部分の 基礎壁 (外気に接する部分) <sup>*2</sup>	断熱部位	断熱材の種類から入力	内断熱、外断熱 または両側断熱	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	50	1.7	1.7	≧ 1.7	適合
土間床等の外周部分の 基礎壁 (その他の部分) <sup>*2</sup>	断熱部位	断熱材の種類から入力	内断熱、外断熱 または両側断熱	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	0.028	20	0.7	0.7	≧ 0.5	適合

# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

A 最初に入力してください 基本情報

B 仕様入力シート 1 2 3 4 地域

**B 仕様入力シート 5 6 7 地域**

B 仕様入力シート 8 地域

C 仕様表（仕様基準）

## ◆仕様入力タブ （窓・ドア） 開口部仕様を入力 する



窓・ドア性能は  
仕様を選ぶだけで  
OK

5・6・7 地域 仕様入力シート											地域の区分 5 地域		省エネ基準適合 適合			
2 窓の熱貫流率Uと日射遮蔽対策																
部位	日射遮蔽対策	① 該当窓の有無	② 窓の入力方法	③ 建具の仕様	④ ガラスの仕様	⑤ 中空層の仕様	⑥ Low-Eガラス日射取得/遮蔽	熱貫流率		日射取得率		適合確認				
								設計値 U[W/(㎡・K)]	基準値 U[W/(㎡・K)]	設計値 カ[-]	基準値 カ[-]					
窓 ※3※4	有効なガラス、軒等 <sup>※5</sup> 、付属部材 <sup>※6</sup> がある所に設置する意	なし										該当なし				
	有効なガラス、軒等 <sup>※5</sup> 、付属部材 <sup>※6</sup> がない所に設置する意	あり	建具とガラスの組み合わせから入力	樹脂 又は木と金属の複合材料製建具	二層複層ガラス Low E	ガラスの封入されていない9mm以上	日射取得型	2.9	≦ 4.7	0.51	≦ 0.59	適合				
	開口部の日射取得率 $\eta_d$ が最大の窓	あり	建具とガラスの組み合わせから入力	樹脂 又は木と金属の複合材料製建具	二層複層ガラス Low E	ガラスの封入されていない9mm以上	日射取得型	2.9	≦ 4.7	0.51	≦ 0.59	適合				
2 ドアの熱貫流率U																
部位	① ドアの入力方法	② 枠の仕様	③ 戸の仕様	④ ガラスの仕様・中空層の仕様	⑤ 直接入力熱貫流率 U[W/(㎡・K)]	⑥ 備考 ② ドアの入力方法 「直接入力」の場合 製品カタログやホームページ、自己適合宣言附属書の№を記入 注：『自己適合宣言書と同附属書』を添付すること		熱貫流率		適合確認						
						設計値 U[W/(㎡・K)]	基準値 U[W/(㎡・K)]									
ドア	枠と戸の組み合わせから入力	金属製断熱遮断構造	金属製断熱フラッシュ構造 ドア内ガラスあり	二層複層ガラス ガスの封入されていない 中空層厚間わない				2.9	≦ 4.7	適合						

# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

A 最初に入力してください 基本情報

B 仕様入力シート 1 2 3 4 地域

B 仕様入力シート 5 6 7 地域

B 仕様入力シート 8 地域

C 仕様表（仕様基準）

◆仕様入力タブ  
（設備）  
設備仕様を入力する



記載以外の設備は  
仕様基準適用外と  
なる

5・6・7 地域 仕様入力シート		地域の区分	5	地域	省エネ基準適用
					適合
3 設備機器の仕様					
暖房設備 右記のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 住戸全体を暖房      ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの				
	<input type="checkbox"/> 居室のみを暖房				
【主たる居室】 <input type="checkbox"/> パネルラジエーターで以下のいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱被覆があるもの					
①～③のいずれかを選択					
<input type="checkbox"/> ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率87.8% 以上のもの					
<input type="checkbox"/> ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率82.5% 以上のもの					
<input type="checkbox"/> ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る）					
<input type="checkbox"/> ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの					
<input type="checkbox"/> 暖房設備機器または放熱器を設置しない（入居者設置など完了検査時点で設置が行われない）					
【その他の居室】 <input type="checkbox"/> パネルラジエーターで以下のいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱被覆があるもの					
①～③のいずれかを選択					
<input type="checkbox"/> ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率87.8% 以上のもの					
<input type="checkbox"/> ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率82.5% 以上のもの					
<input type="checkbox"/> ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る）					
<input type="checkbox"/> ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの					
<input type="checkbox"/> 暖房設備機器または放熱器を設置しない（入居者設置など完了検査時点で設置が行われない）					
<input checked="" type="checkbox"/> 設置しない（入居者設置など完了検査時点で設置が行われない）					
備考					

# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

A 最初に入力してください 基本情報

B 仕様入力シート 1 2 3 4 地域

**B 仕様入力シート 5 6 7 地域**

B 仕様入力シート 8 地域

C 仕様表（仕様基準）

◆仕様入力タブ  
（設備）  
設備仕様を入力する



記載以外の設備は  
仕様基準適用外と  
なる

5・6・7 地域 仕様入力シート		地域の区分	5	地域	省エネ基準適用 適合
<b>3 設備機器の仕様</b>					
冷房設備 <small>右記のいずれかを選択</small>	<input type="checkbox"/> 住戸全体を冷房 <small>ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの</small>				
	<input type="checkbox"/> 居室のみを冷房				
	【主たる居室】	<input type="checkbox"/> ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が( い ) 又は( ろ ) のもの			
		<input type="checkbox"/> 冷房設備機器を設置しない			
	【その他の居室】	<input type="checkbox"/> ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が( い ) 又は( ろ ) のもの			
		<input type="checkbox"/> 冷房設備機器を設置しない			
	<input checked="" type="checkbox"/> 設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)				
	備考				
換気設備 <small>右記のいずれかを選択</small>	<input type="checkbox"/> 比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合にあっては比消費電力を有効換気量率で除した値)が0.3[W/(m <sup>3</sup> /h)]以下の換気設備				
	<input type="checkbox"/> ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつDC モーター(直流)のもの				
	<input type="checkbox"/> ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの				
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの				
	備考				
給湯設備 <small>右記のいずれかを選択</small>	<input type="checkbox"/> 石油給湯機【エコフィール含む】のモード熱効率 77.8% 以上のもの				
	<input type="checkbox"/> ガス給湯機【エコジョーズ含む】のモード熱効率 78.2% 以上のもの				
	<input checked="" type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】				
	<input type="checkbox"/> 設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)				
	備考				
照明設備 (非居室の仕様) <small>右記のいずれかを選択</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している				
	<input type="checkbox"/> 設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)				
	備考				

# 仕様表作成ツールについて（添付図書使用可）

A 最初に入力してください 基本情報

B 仕様入力シート 1 2 3 4 地域

B 仕様入力シート 5 6 7 地域

B 仕様入力シート 8 地域

C 仕様表（仕様基準）

## ◆仕様書タブ

入力した仕様が一覧として表示される



確認申請の添付図書として活用可能

Ver. 1.0

仕様表 木造戸建て住宅(仕様基準) 建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

基本情報

申請する建築士名	建築 太郎	記入日	2025年 1月 10日	会社名	建築太郎建築設計事務所
事務所登録	一般建築士事務所 宮城県知事登録 第00000000号	建築士番号	一般建築士 国土交通大臣登録 第00000000号	物件名	〇〇 様邸新築工事
地域の区分	5地域	建設地	宮城県 仙台市		

外皮基準:断熱仕様

部位	断熱工法	断熱材		熱伝係 [m <sup>2</sup> ·K/W]		備考
		種類	厚さ (mm)	設計値	基準値	
屋根	-	-	-	-	-	該当部位なし
天井	軸組充填	吹込み用グラスウール断熱材 LFGW1852	250	4.8	4.0	-
壁	軸組充填	グラスウール断熱材 高性能品HG16-38	100	2.6	2.2	-
床	外気に接する部分	軸組充填 フエノールフォーム断熱材 1種2号C I, C II	80	4.0	3.3	-
	その他の部分	軸組充填 グラスウール断熱材 高性能品HG16-38	100	2.6	2.2	-
土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する部分	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	50	1.7	1.7	-
	その他の部分	押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	20	0.7	0.5	-

外皮基準:窓

部位・地域・窓の設置場所	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様	白射取得 /白射遮断	熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]		白射取得率 [%]		備考	
					設計値	基準値	設計値	基準値		
1~4 地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5~8 地域	有効なひだし、軒等がある所に設置する窓	樹脂 又は木と金属の複合材料製建具	樹脂 又は木と金属の複合材料製建具	二層複層ガラス Low E	ガスの封入されていない 9 mm以上	日射取得型	2.9	4.7	0.51	0.59
	有効なひだし、軒等がない所に設置する窓	樹脂 又は木と金属の複合材料製建具	樹脂 又は木と金属の複合材料製建具	二層複層ガラス Low E	ガスの封入されていない 9 mm以上	日射取得型	2.9	4.7	0.51	0.59

外皮基準:ドア

部位	種の仕様	戸の仕様	ガラスの仕様・中空層の仕様	熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)]	備考
				設計値	基準値
ドア	金属製断熱構造	金属製断熱フラッシュ構造 ドア内ガラスあり	二層複層ガラス ガスの封入されていない 中空層厚同わない	2.9	4.7

一次エネルギー消費量基準:設備仕様

設備の種類	設備機器の仕様			備考
	暖房方式	冷房方式	換気方式等	
暖房設備	暖房方式	設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)	設備仕様	-
冷房設備	冷房方式	設置しない(入居者設置など完了検査時点で設置が行われない)	設備仕様	-
換気設備	換気方式等	暖付付式二種 又は 第三種換気設備のもの		
給湯設備	機器の種類、効率	電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】		
照明設備	照明設備の種類	住居家の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している		

令和7年度改正法の施行に向けた

## 建築基準法・建築物省エネ法の関連情報

※ 令和7年(2025年)4月から建築確認の手続き等が変わります



<https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7>

# ご清聴ありがとうございました



一般財団法人  
宮城県建築住宅センター

